

圧入企業の施工能力等の見える化評価基準

令和 5 年 12 月 22 日策定

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和 2 年国土交通省告示第 498 号）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（令和 2 年 3 月 31 日）に基づき、圧入企業の施工能力等の見える化評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 見える化評価基準の策定主体

一般社団法人 全国圧入協会

2. 見える化評価基準を策定する目的

圧入技能者を雇用する圧入専門工事企業等の施工能力等について客観的な評価を行うことにより、

- ① 人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、受注機会の確保や建設技能者の処遇改善や人材への投資が促進される
- ② 業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）を高める
- ③ 将来の建設業の担い手の確保・育成や建設工事に係る施工水準の維持向上へと、さらには見える化評価制度により高い評価を得た専門工事企業が受注できる仕組みづくりにつながる制度を構築する

ことを目的とする。

3. 見える化評価基準の対象とする職種

本基準は、能力評価基準の対象とした職種の建設技能者を雇用する専門工事企業等を、見える化評価の対象とする。

4. 見える化評価基準及び段階

見える化評価基準は、見える化評価の項目ごとに設定し、評価を行う。評価内容ごとの配点、算定基準については、以下のとおりとする。

【基礎情報の評価内容】

建設業許可（2段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点
建設業の許可年数（4段階評価）	「50年以上」・・・100点 「30年以上50年未満」・・・75点 「10年以上30年未満」・・・50点 「10年未満」・・・25点
資本金（4段階評価）	「5000万円以上」・・・100点 「3000万円以上5000万円未満」・・・75点 「1000万円以上3000万円未満」・・・50点 「1000万円未満」・・・25点
完成工事高（4段階評価）	「15億円以上」・・・100点 「10億円以上15億円未満」・・・75点 「5億円以上10億円未満」・・・50点 「5億円未満」・・・25点 ※重み付2倍
団体加入（2段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点
地域防災協定締結の有無（2段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点 ※重み付3倍

※基礎情報の評価内容の計算例

建設業許可「有」	100点	
建設業の許可年数「20年」	50点	
資本金「3000万円」	75点	
完成工事高「5億円」	50点	※重み付2倍 <u>100点</u>
団体加入「有」の企業の評価	100点	
地域防災協定締結の有無「有」の企業の評価	100点	※重み付3倍 <u>300点</u>
(100+50+75+100+100+300) / 9 = 80.5 → ☆☆☆☆		

【施工能力の評価内容】

建設キャリアアップカードの保有者数（4段階評価）	
「30名以上」	100点
「15名以上30名未満」	75点
「5名以上15名未満」	50点
「5名未満」	25点

所属技能者に占める能力評価レベル 3 以上の者の割合（4 段階評価）

「30%以上」・・・・・・・・・・100 点

「20%以上 30%未満」・・・・75 点

「10%以上 20%未満」・・・・50 点

「10%未満」・・・・・・・・・・25 点

所属技能者に占める 29 歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算
（4 段階評価）

「合算した点数が 150 点、175 点又は 200 点」・・・・100 点

「合算した点数が 100 点又は 125 点」・・・・75 点

「合算した点数が 75 点」・・・・・・・・・・50 点

「合算した点数が 50 点」・・・・・・・・・・25 点

○所属技能者に占める 29 歳以下の者の割合（4 段階評価）

「30%以上」・・・・・・・・・・100 点

「20%以上 30%未満」・・・・75 点

「10%以上 20%未満」・・・・50 点

「10%未満」・・・・・・・・・・25 点

○所属技能者の平均勤続年数（4 段階評価）

「20 年以上」・・・・・・・・・・100 点

「15 年以上 20 年未満」・・・・75 点

「10 年以上 15 年未満」・・・・50 点

「10 年未満」・・・・・・・・・・25 点

登録圧入工基幹技能者の数（4 段階評価）

「5 人以上」・・・・・・・・・・100 点

「3 人以上 5 人未満」・・・・75 点

「1 人以上 3 人未満」・・・・50 点

「0 人」・・・・・・・・・・25 点

圧入施工機械保有台数（リース契約含む）（4 段階評価）

「10 台以上」・・・・・・・・・・100 点

「7 台以上 10 台未満」・・・・75 点

「5 台以上 7 台未満」・・・・50 点

「5 台未満」・・・・・・・・・・25 点

※重み付 2 倍

※施工能力の評価内容の計算例

建設キャリアアップカードの保有者数「30 人」・・・100 点
所属技能者に占める能力評価レベル 3 以上の者の割合「18%」・・・50 点
所属技能者に占める 29 歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算
・・・100 点
(所属技能者に占める 29 歳以下の者の割合「20%」・・・75 点)
(所属技能者の平均勤続年数「15 年」・・・75 点)
登録圧入工基幹技能者の数「3 人」・・・75 点
圧入施工機械保有台数（リース契約含む）「7 台」・・・75 点 ※重み付 2 倍 150 点
(100+50+100+75+150) / 6 = 79.1 → ☆☆☆☆

【コンプライアンスの評価内容】

処分歴（2 段階評価）	「無」・・・100 点、「有」・・・25 点
社会保険加入状況（3 保険全て）（2 段階評価）	「有」・・・100 点、「無」・・・25 点
退職金制度の有無（2 段階評価）	「有」・・・100 点、「無」・・・25 点
3 6 協定締結の有無（2 段階評価）	「有」・・・100 点、「無」・・・25 点
法定外労働災害補償制度加入の有無（2 段階評価）	「有」・・・100 点、「無」・・・25 点

※コンプライアンスの評価内容の計算例

処分歴「無」・・・・・・・・・・・・・・・・ 100 点
社会保険加入状況「有」・・・・・・・・ 100 点
退職金制度の有無「有」・・・・・・・・ 100 点
3 6 協定締結の有無「有」・・・・・・・・ 100 点
法定外労働災害補償制度加入の有無「無」・・・25 点
(100+100+100+100+25) / 5 = 85.0 → ☆☆☆☆

☆☆☆☆評価については、見える化制度における最上位であることを踏まえて設定。
見える化項目ごとに、評価内容の合計の平均点が 75 点以上を「☆☆☆☆評価」、50 点以上 75 点未満を「☆☆☆評価」、25 点超 50 点未満を「☆☆評価」、25 点を「☆評価」とする。